

第一種動物取扱業者に対する監視、指導等の徹底について
(犬猫等健康安全計画の遵守)

環自総発第 1601051 号
平成 28 年 1 月 5 日

環境省自然環境局総務課長から 各都道府県・指定都市
・中核市動物愛護管理主管部(局)長あて

第一種動物取扱業者への監視、指導等については、平成 26 年 11 月 18 日付け環自総発第 1411181 号当職通知「第一種動物取扱業者等への監視、指導等の徹底について」により適切な対応をお願いしているところです。

今般、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。)第 22 条の 6 第 2 項で定める都道府県知事等への届出(以下「届出」という)状況に係る各自治体による情報を基に、法第 14 条第 3 項の犬猫等販売業者(以下「事業者」という。)における平均死亡率を算出したところ、別紙のとおりとなりました。

貴職におかれましては、これを踏まえ、事業者のうち死亡率の高い者に対する監視、指導等について、法第 22 条の 6 第 3 項に基づく検案書又は死亡診断書の提出を命ずること、法第 24 条に基づく報告を求め、又は立入検査を実施すること等、適切な対応をお願いします。

また、届出内容の確認や立入検査等により、虚偽の届出を行った事業者や、法第 10 条第 3 項第 2 号の犬猫等健康安全計画が環境省令で定める基準に適合しない事業者等不適切な事業者が確認された場合には、法第 19 条に基づく登録の取消し若しくは業務の停止命令、法第 23 条に基づく勧告及び命令又は、法第 49 条第 1 号に該当する者に対する過料の処分を行う等、適切な対応をお願いします。

さらに、当該事業者の系列店舗が他の自治体にもある場合については、保管施設での飼養管理や輸送時における不適切な取扱いが原因であることも考えられることから、関係自治体に対する情報提供をお願いします。

なお、第一種動物取扱業者への立入検査等において、犬猫を販売しているにも関わらず、犬猫等健康安全計画が提出されていない事業者、法第 14 条第 1 項に基づく変更の届出を提出していない事業者又は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 10 条の 3 第 1 項に規定する期日を過ぎても届出の提出がない事業者が確認された場合についても同様に、法第 19 条に基づく登録の取消し若しくは業務の停止命令又は、法第 49 条第 1 号に該当する者に対する過料の処分を行う等、適切な対応をお願いします。

(別紙)

犬猫等販売業者定期報告届出書の集計結果から算出した犬猫の販売業における
全国の平均死亡率（平成26年度）

	犬の死亡率（％）	猫の死亡率（％）
繁殖を行っている事業者	5.6	6.4
繁殖を行っていない事業者	0.8	1.3
全体	2.9	3.4

死亡率：死亡した数／（販売又は引き渡した数^{*}＋死亡した数）

※卸売の事業者等が含まれるため、一部重複する個体を含む。

（注）一部の自治体から暫定の報告を含む。

犬の繁殖における死亡率等の科学的知見について、取りまとめた資料も添付するので、あわせて業務の参考としてください。

犬の繁殖における死亡率等の科学的知見

① 2001年 オーストラリア

PERINATAL AND LATE NEONATAL MORTALITY IN THE DOG Marilyn Ann Gill
A thesis submitted to The University of Sydney for the degree of Doctor of Philosophy
March 2001

(概要)

- ・発表年 2001年 500回の出産で2574頭の子犬を対象に調査
- ・18.5%の子犬が安楽死を除いて死亡(7.0%が死産、9.8%が8日経過未満で死亡)
- ・死亡した子犬のうち低酸素症による死因が42.5%にのぼった(全出生数の7.8%)
- ・低酸素症で死亡した仔犬(42.5%)のうち82.2%は出産時及び24時間以内に死亡した
- ・全体の死亡のうち、半分の死亡したケースは難産によるものだった

②2012年 ノルウェー

Canine perinatal mortality: A cohort study of 224 breeds

(概要)

- ・大規模調査により、様々な品種や、母犬の年齢、出生数、季節による出生時死亡率の違いについて観察。
- ・ノルウェーケネルクラブ10810頭、224種の犬を対象に2006年～2007年にかけて出生後8日間と8週間における生存率を集計(出生時死亡率は、死産および1週間以内の死亡を集計)
- ・全ての出産のうち、24.6%の出産で死亡した仔犬がいたことが確認
- ・8日間経過前に8%の仔犬が死亡。うち、4.3%が死産で、3.7%が出生後死亡
- ・出産後8日～8週間間の間の死亡率は1%

③フランス

Reproductive performances of dogs in a large French breeding kennel

(概要)

- ・2008年8月から2010年8月までの間、フランスの大型犬舎で飼養されている278頭の母犬の668腹、合計3711頭の仔犬を出産。
- ・母犬の犬種(25kg以上が大型、25kg未満が小型)、年齢、1腹の仔犬の数、仔犬については、生後2月までの死亡を記録。
- ・調査の結果では、
受胎率は大型犬種と小型犬種でほとんど差がなかったが、年齢による受胎率の有意な低下が見られた(Fig 1)。
誕生から離乳までの合計死亡率は、大型が25.2%(262/1039)、小型が30.9%(826/2672)であった。母犬の年齢による死亡率のばらつきは見られなかった(Fig 2)。
平均1腹頭数は、大型が7.8頭、小型が5頭であった。1腹数は、母犬の年齢に伴って次第に減少していた(Fig 3)。

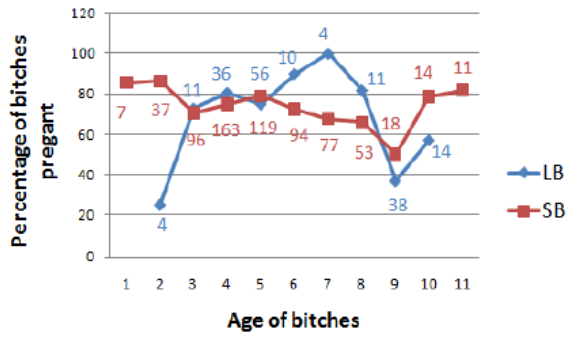


Fig 1: Effect of breed size and age on pregnancy rate

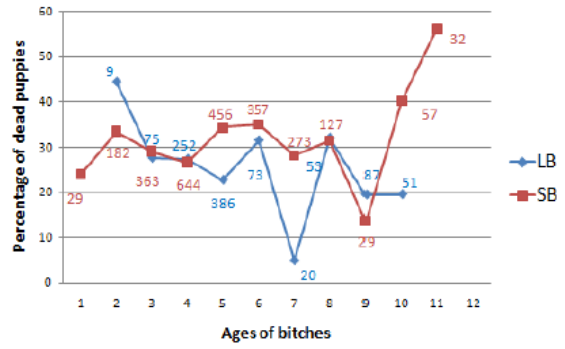


Fig 2 : Effect of breed size and age on mortality rate between birth and weaning

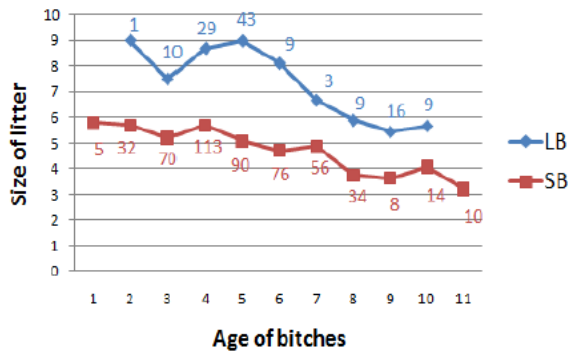


Fig 3 : Effect of breed size and age on litter size

第一種動物取扱業者等への監視、指導等の徹底について

環自総発第 1411181 号

平成 26 年 11 月 18 日

環境省自然環境局総務課長から 各都道府県・指定都市
・中核市動物愛護主管部（局）長あて

昨今、第一種動物取扱業者（以下、「事業者」という。）と思われる者が、犬を不適切に管理している、あるいは、遺棄等した疑いの事例が報道されています。

第一種動物取扱業者による適切な動物の管理が重要であることから、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。）、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成 18 年環境省令第 1 号）及び第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目（平成 18 年環境省告示第 20 号）に規定されている、下記に示された事業者が遵守すべき基準等について、貴管内の事業者に対して、法第 24 条に基づく報告及び立入検査等の監視、指導等を徹底するとともに、不適切な事業者に対しては、法第 19 条に基づく登録の取り消し等及び第 23 条に基づく勧告及び命令を行う等、適切な対応をお願いします。

また、愛護動物の殺傷、虐待又は遺棄が疑われる事案が確認された場合は、警察に連絡するとともに、連携して、適切に対応願います。

記

- 犬猫等健康安全計画の遵守
- 犬猫等販売業者による販売の用に供することが困難となった犬猫等の終生飼養の確保
- 飼養施設の清掃、消毒等の衛生管理の徹底
- ケージ等の設備の十分な広さ及び空間の確保
- 飼養する犬猫の種類及び数に見合った飼養施設の構造及び規模、職員数の確保
- 飼養する犬猫の疾病及び傷害等の予防等の日常的な健康管理の徹底
- 疾病にかかり又は傷害を負った場合の適切な対応
- 犬猫を繁殖させる場合には、適切な職員数で、繁殖に適した個体、適切な繁殖回数で行い、繁殖の実施状況を記録した台帳の保管 等